

総括

私たちが2012年12月25日に68,353人分の署名と共に直接請求した「東京電力柏崎刈羽原子力発電所の稼働に関する新潟県民投票条例案」は、2013年1月21日～23日の、3日間の日程で新潟県議会「一月臨時会」で審議されました。「直接請求に係る条例審査特別委員会」が設置され委員会審議を経て条例案は「賛成」7名、「反対」44名で、残念ながら「否決」となりました。

本条例案による直接請求活動は終了となりますが、それと同時に新しい取り組みが始まります。

私たちの暮らす新潟県に世界最大級の原発「柏崎刈羽原子力発電所」があるという状況に変わりはありません。そして、議会では私たちの前に多くの課題が提示されました。状況は時々刻々と変化し、原発に関する安全基準が定められ、それにともなって新しい安全対策が施されるでしょう。私たちが「判断」を示す前提となる「情報」がどんどん更新されてゆきます。「柏崎刈羽原子力発電所」について県民ひとりひとりが自らの問題として考え、未来に対し責任ある判断を示したい。稼働について県が判断をもとめられる時には、私たち県民の意思に重きを置いた判断をしてほしい。この望みを実現する為の努力が、今ここから始まります。

〈審議を経て〉

1. 「県民投票」の意義について：原発推進の為の活動でも、原発反対の為の活動でもないということ

原発新潟県民投票が実施されたら、柏崎刈羽原発の稼働に賛成する人は「賛成」と投票でき、稼働に反対する人は「反対」と投票できます。だからといって、原発推進・原発反対を目的とした活動ではないのです。異なる立場や思いのあることを理解し、互いに尊重し、話し合いを重ねる中から県民ひとりひとりが自分たちの未来に対して責任ある判断を示したいということ。この点をご理解戴くことが、大変困難でした。

ただ、二月定例会の連合委員会での答弁で、泉田知事が、議会で原発新潟県民投票の条例案が否決されたことに対して「残念だ」とコメントしたことの真意について「様々な意見、価値観、そして自分の周りに生じるリスクについて、受け止め方をいろいろお持ちの方がおられるわけです。そういう異なる意見をお持ちの方々が、全てのことについて(略)、違う立場のひとの思い...これを“どうしてそう考えるのか?”ということを考える機会、これが住民投票によって与えられるという問題意識をもっていた(略)、この否決によりまして、相互に理解する機会がひとつ失われたというふうに受け止めています。従いまして、社会の安定のためにマイナスであると感じたことから“残念”と申し上げたものであります。」とおっしゃったのを傍聴席で聞いていて「知事にはこのことをきちんとご理解戴いた上で審議戴いていたのだ」と改めて確認することができました。知事が今回の直接請求とどのように向き合われたのかについては、臨時会審議報告[3]の泉田知事の意見書についての報告をご覧ください。

2. 「否決」について：“否決=民意不要”なのか?

「柏崎刈羽原発の稼働の是非について、県民の民意を反映させてほしい」と求めた県民投票条例案でしたので、これを県議会が「否決」したということは、議会が「県民の民意を反映させない」という選択をしたのだというふうに捉え、採決の瞬間とても落胆しました。しかし、県議会は県民の為に在るはずで、県民投票の否決にも、必ず県民の為となる思いがあるはずで...。条例案の否決理由からは、納得のゆく言葉はうまく見つけられませんでした。そこで、全県議を対象として審議後面談活動を行うことにしました。そして、面談を経たことによって否決理由については、個々の県議それぞれにお考えがあり、複合的な判断のもと、必ずしも民意不要を訴えてはいないことも私たちには見えてきました。臨時会審議報告[5]の全県議対象 審議後面談報告の質問項目①に対する回答をご覧ください。皆さまにはどのように受けとめられるでしょうか。

3. 「国の責任」について：「責任をもって判断すること」と「責任をとること」

否決の理由として「原発の稼働の是非は国が責任をもって判断すべきこと」というようなことがあげられています。しかしながら、そもそも、福島第一原発での事故後の対応に国が責任を果たしているとは感じられない不安と不信感が、私たちが県民投票を求めた根源的な理由だったのです。ここまで甚大な被害に対して一体どうすることが「責任をとる」ということになるのでしょうか? 国とは誰のことなのでしょうか? 金銭的補償がその方法のひとつなのだとしたら、それを払うのは国民です。国の責任の代償を私たちが負担する。当然と言われるかもしれませんが、釈然としません。国策が必ずしも国民に有益に働かず、直接的に甚大な不利益を与える場合において、私たちは県と県議会には「国と県民との間に立って、県民の暮らしを守ってほしい!」と望んでいます。この思いを臨時会審議報告[5]の全県議対象 審議後面談報告の質問項目④に託し県議の皆さまに質問させて戴きました。戴いた回答をご覧ください。

4. 県議会と県民の「信頼」について

県民として県議会を信頼して原発新潟県民投票条例の制定を直接請求しました。一部の県議の皆さまからはご理解を戴き修正案も提出頂きましたことに本当に感謝致しております。しかしながら、省みるに、私たちの、議会への信頼はある意味一方的なものだったのではないかと感じています。

県議会は、議事機関であると同時に県知事や県行政のチェック機関としての役割を担っています。では、その県議会をチェックするのは誰か...それは主権者である私たち県民です。しかし私たちが県議会を傍聴することはほとんどありません。

原発の問題に限らず、県議会では県民の生活に関するあらゆること、新潟の未来の在り方について、様々な議案が審議されています。県民が見えるように党議以外は公開され傍聴できます。

これから、知事をはじめ県議会では、県民の民意の汲みとり方や情報の共有の仕方など、県民投票の条例案の審議の中で浮上した様々な論点を回収し、話し合っただけでゆかれることになるでしょう。

「県民投票」の実現に向けて、わたしたちが求めていたことは「県民の声を議会に!」ということでしたが

それと同じくらい「県民の眼差し」を議会に向けることが大事なのではないでしょうか。自分たちの代表として信任した県議が、どのように県民の為に働いてくれているのか認識し、きちんと理解し、客観的に批判できるようになることは県民の果たすべき役割のひとつだと思います。自分たちの意見を聞いてほしい時だけ議会にそれを一方的に求めるのではなく、主権者としての責任を果たしてこそ、県民と県議会との間に本当の信頼を結ぶことができるのだと思います。このような信頼関係が成り立った上で、いつかまた県民投票を求める状況になった時には、今回とは違う審議結果も導き出せるのかもしれませんが、本報告書を、そのような視点からもご覧戴けたらと思います。

<活動を経て>

本活動は、原発新潟県民投票の実現に向けて、私たち市民が実際の活動を通して成長し走りながら創りあげてゆく活動となりました。「出来る時に、出来る人が、出来る限りにおいて、出来ることをする」という、ゆるい繋がりが「信頼」をベースに徐々に拡がってゆき、大勢の方々を持っている力を提供してくれました。会則も規約もありませんでしたが、主体性を尊重し対話を重ねていく手法は、私たちが県民投票で実現したかった社会の在り方だったように思います。県や市区町村の行政の方々も細やかな対応をしてくださり、信頼し着実に直接請求の手続きを進めることが出来ました。社会づくりにおいて共通の目的を実現するために様々な主体がそれぞれの社会的役割をもちつつ対等な立場で協力して働く...これを「協働」というのだということを知りました。知事も行政も県議会も県民も、それぞれの立場の人々が信頼し尊重し合い、対話を重ね「協働」し、県民みんなで拓く未来というものを新潟で実現できたら...そのひとつの手法が原発新潟県民投票だったのだと思うのです。私たち「みんなで決める会」は、私たちの暮らす新潟県にある柏崎刈羽原発との関わり方を、これからも県民みんなで考えてゆけるよう、取り組みを進めてゆきたいと思います。

<活動の流れ>

2012年	
4月8日	会発足
5月～	「条例案」作成
6月23日	署名収集活動開始
8月11日	(西蒲区署名活動中断)
9月4日	法定署名仮提出
10月22日	(西蒲区署名活動再開)
11月13日	法定署名本提出(署名審査・縦覧)
12月25日	「本請求」
	・総受任者数 3,783人
	・有効署名数 6万8,353筆
2013年	
1月11日	泉田知事と面談
16日	知事「意見書」公表・付議
21日	臨時会(1日目)審議 意見陳述
22日	臨時会(2日目)審議
23日	臨時会(3日目)採決
	*原案,修正案とも否決(賛成7 反対44)
1月31日	全県議を対象とした面談開始
4月～	『報告書』まとめ
5月26日	第一期「みんなで決める会」報告会

<会計報告>

(円)

(内訳)	収入	支出	合計
カンパ (現金、振込、Tシャツ、ステッカー、書籍)	5,505,783		
①収入計	5,505,783		
A. 署名活動経費 (署名簿、チラシ等印刷費用、交流会等会場費、勉強会等講師交通費など)		3,839,128	
B. 事務局経費 (交通費、駐車場代、通信費、水道光熱費、事務用品費など)		1,666,655	
②支出計		5,505,783	
③収支(①-②)			0

※会計に計上しきれない切手や飲み物・お菓子なども多くの皆さまから頂きました。ありがとうございました。
※この報告書作成・発送費(約45万円)も上記に含まれています。

<市区町村別「署名数・受任者数」報告>

新潟県合計 68,353筆 (3,787人) *有効署名数

新潟市北区 1,685(145)	新潟市東区 2,891(228)	新潟市中央区 5,317(450)	新潟市江南区 1,079(101)
新潟市秋葉区 1,762(99)	新潟市南区 556(35)	新潟市西区 4,001(342)	新潟市西蒲区 5,678(316)
長岡市 5,873(233)	三条市 3,541(107)	柏崎市 1,416(65)	新発田市 2,015(120)
小千谷市 1,033(47)	加茂市 1,904(55)	十日町市 3,346(107)	見附市 1,122(36)
村上市 3,944(236)	燕市 864(48)	糸魚川市 1,447(59)	妙高市 618(42)
五泉市 807(43)	上越市 6,560(403)	阿賀野市 1,560(65)	佐渡市 1,472(85)
魚沼市 1,834(64)	南魚沼市 1,347(33)	胎内市 941(66)	聖籠町 43(8)
弥彦村 343(9)	田上町 311(15)	阿賀町 368(16)	出雲崎町 56(5)
湯沢町 103(6)	津南町 1,082(21)	刈羽村 316(8)	関川村 1,089(61)
粟島浦村 288(8)	※市区町村名の後の数字は、「署名数(受任者数)」です。		